平成２８年（フ）第３５０号
堺市東区南野田696番地42
債務者　阿南ヤボイ(旧氏名阿南ジャスティス、アレクサンダーヤボイアナン)
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６４３号
堺市堺区旭ヶ丘中町３丁１番９号
債務者　赤井　　賢
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７０３号
堺市堺区出島海岸通４丁２番28号　２１号
債務者　石田　知之
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
松江市山代町567番地　宝谷アパート１号棟18号、前住所松江市八幡町156番地
債務者　**角**　　一男
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７５６号
大阪府高槻市富田町５丁目６番20号
債務者　立田みゆき
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１号
大分県中津市沖代町１丁目７番60号
債務者　若林沙也加
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午後２時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１７号
愛知県豊橋市牟呂町字松崎１番地４（１－1502）
債務者　セブン・イレブン豊橋西幸町店こと
吉田　隆則
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１１８号
愛知県豊橋市天伯町字東沢145番地
債務者　更谷　　脩
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１１９号
愛知県豊橋市牟呂町字松崎１番地４（１－1502）
債務者　吉田　興子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１３３号
愛知県豊橋市西岩田３丁目７番地の５
債務者　宝石の多慶こと　小嶋　立行
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１３４号
愛知県豊橋市多米東町１丁目２番地１（１－205)
債務者　小泉　政幸
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第５００号
静岡市葵区宮前町114番地の１　シェモア柚木204号、旧住所東京都江戸川区宇喜田町1459番地　第２コーポダイエー202
債務者　鈴木　　泉
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月28日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１８号
静岡県藤枝市瀬戸新屋440番地の64
債務者　原田　　繁
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月28日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５７号
静岡県浜松市南区渡瀬町360番地の１　シーガルⅡ　105号室、前住所静岡県浜松市南区頭陀寺町303番地の３　アルドーレⅡ　201号
債務者　堀之内修一
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３３１号
岡山市南区妹尾2407番地94
債務者　山本　達己
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部